

官報

号外 昭和二十四年五月八日

第五回 参議院會議錄第二十二号

昭和二十四年五月七日(土曜日)午前十一時三十一分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十四年五月七日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第二日)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二日以内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員北條秀一君提出在外資産に関する質問に対する答弁書

昨六日以内閣から左の議案を提出した。

工業標準化法案

同日議員から左の議案を提出した。

年報のとなえ方に関する法律案(田中耕太郎君外十七名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

船員保険法等の一部を改正する法律案

同日議員から左の議案を提出した。

地方税法の一部を改正する法律案

土地改良法案

水産業團體整理特別措置法案

保險組合に関する法律案

外國保險事業者に関する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を商工委員会に付託した。

工業標準化法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

保險組合に関する法律案

外國保險事業者に関する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

大藏委員会に付託

船員保険法等の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

土地改良法案

農林委員会に付託

水産業團體整理特別措置法案

水産委員会に付託

同日修正議決した左の衆議院提出案は即日これを衆議院に回付した。

飲食営業臨時規程法案

同日可決した左の本院提出案は即日これを衆議院に送付した。

日本國有鐵道法の一部を改正する法律案

同日議長において採択することを議決した太田、原野谷両河川の補修費國庫補助に関する請願外三十三件の請願及び荒川北岸堤防工事促進に関する陳情外九件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

出荷、荷受機關の濫立と協同組合理

議長の報告 質問主意書及び答弁書

参議院會議錄第二十二号

議長は、左の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

によつて提出する。

昭和二十四年四月十四日

池田 恒雄

参議院議長松平恒雄殿

開拓事業に関する質問主意書

一、農地開墾営園による開拓その他、戦前における開拓政策並びに開拓の実績を説明されたい。

二、終戦後における緊急開拓その他による開拓政策並びに開拓成績を説明されたい。

三、開拓農業における農業生産の実績並びに農業経営の状態を説明されたい。

内閣参事第六号

昭和二十四年四月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出開拓事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出開拓事業に関する質問に対する答弁書

一、戦前の開拓政策は、大正年代に開墾助成法が制定され、開墾に対する國庫助成がなされたのに始まる。当初は開墾事業に投下された資本に対する利子を國庫助成金によつて補給していたに留るが、昭和四年に同法が改正されて事業費元金の一部補給の趣旨に改められ、面積五町歩以上の開墾に対してその事業費の四割を助成して来た。昭和十六年には食糧自給の強化を図るといふ目的の下に農地開墾営園が設立され、主要な開墾

事業及び入植事業は同営園により施行されることとなつた。一方開墾に対する助成も、太平洋戦争の開始によつて國內食糧に不安を覚えた結果、緊急食糧増産政策の一環として強力に推進せざるを得ることとなり、第二次土地改良事業において補助率は五割に引上げられ、ついで舊増産緊急開墾事業に到つてその補助率は更に八割に引上げられ、終戦に到つた。終戦前における開拓の実績は、大正八年より昭和十九年までの開墾面積出一二〇、四一町、畑一三三、六五四町、計二五三、〇六五町であり、その中昭和十六年から十九年までに農地開墾営園が施行した面積は、田二、九九二町、畑一〇、一八二町、計一三、一七四町である。

二、終戦後における開拓政策は、食糧増産と失業対策の要請の下、昭和二十年十一月緊急開拓事業の一環としてとり上げられたのであるが、二十二年十月実施要領を改訂して、計画を現実化に即したものと

なすとともに、國土資源の合理的開墾、土地の農業上の利用の増進、人口収容力の安定的増大、新農村の建設といふあらたな目標を追求することとなつた。以下これを分説する。

1 開拓用地の取得

開拓予定地区の選定については、從來と雖も、予め土地分類、立地条件、経済効果の測定等を行い、適地を厳選してこれを決定する方針の下に行つて来たのであるが、目標面積の達成

三三七

昭和二十四年三月三十一日

第三編 参議院會議錄

第二十二号

議長は、左の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

右の質問主意書を國會法第七十四條

に急なるあまり、往々行き過ぎを生じ、特に山林関係者との間に摩擦を生ずること屢々であつた。そこで二十三年九月大官通達により方針を改め、今後は必ずしも目標面積にとらわれず、確實な適地調査を行つて、一國地の面積が十町歩を超えるものに對しては都道府縣開拓委員會適地調査部で、十町歩以下のものに對しては新たに設置された未墾地買収予定地審査会によつて、夫々選否を審査することとし、これら調査機関には、山林、土木の技術者をも加えて公正を期することとした。更に本年一月には「開拓適地選定の基準」を定め、適地として判定する際の具体的な科学的な基準を設定し、今後における未墾地の解放は科学的な基礎に立脚し、特に山林の買収については慎重を期し、國民經濟的に見て農地として利用することが明かに有利なものを厳選して実施することとなつたのである。現在までに開拓用地として自作農創設特別措置法により買収又は移管された未墾地は二十四年三月初現在において左の如くである。

計	九〇、三〇町
開墾	
開拓予定地区の道路、灌漑排水	
中 旧軍用地	一八、八〇町
國有林野	一六、三三町
その他	三〇、五五町

水等の重要な建設工事は全額國費をもつて國の直營で行ひ、あるいは都道府縣に委託して行われている。開拓予定地区の開墾作業は、開拓者又はその組織する團體等をして自主的に行わせるものとし、一定の補助金を交付し、又小規模の開墾は、國の補助により、都道府縣知事の適當とみとめる團體又は個人に行わせることになつてゐる。しかしながら昭和二十四年度は、經濟九原則の見地から、事業費の大市圧縮となり、殊に補助金の交付は極めて困難である。

終戦後における開墾実績（二十四年一月末現在）は、田一九、一六二町、畑三三二、六九三町、計三四一、八五五町であり、これを規模別に見れば、大開墾（一國地の面積が大体五十町歩以上のもの）一五〇、三〇〇町、小開墾一九一、五五五町である。

3 入植 入植者が開拓地の建設を終えて安定せる自作農となるためには、入植者自身が入植者として適當であるかどうかといふことが第一條件であることが終戦後二箇年の実績から見ても明かとなつたので、昭和二十二年度に入植実施方針を確立し、入植者選考制度を設けて、適格者の入選を厳格に行ひ、入植の万全を期することとなつた。即ち入植者募集の主たる対象は、海外で農林業に従事していた引揚者及び農家の後継者以外の子弟とし、入

植志願者に対しては、都道府縣開拓委員會入植者選考部においてその適格性を一定の基準により吟味して、初めて入植適格者を決定するといふ行き方をとつてゐる。終戦後における入植の実績は、二十三年十二月末現在において、入植一六三、八五九戸、増反四二五、八四九戸を完了し、入植者の住宅八二、七〇一戸を完成した。

4 當農指導

入植者の子弟の教育、基幹入植者の養成、開拓地に対する家畜、種子、種苗の供給を行うために、全國各地に修練農場、基地農場を設けてゐる。又各地に開拓実験農場を設け、一戸又は数戸の農家群を選定し、これを誘導助成して開拓地農家の到達すべき、或は到達し得べき農業經營形態を完成、展示すると共に、その建設方法を確立せんとしてゐる。更に開拓の現地において直接開拓者に対し當農指導を行う組織として常駐當農指導員を、文化厚生施設として保健婦を全國に配置する外、北海道には開拓医、診療所を設置してゐる。

開拓者の當農資金は、開拓者資金融通法によつて、長期低利の融資を行つており、二十三年度迄に現物融資を含め約三十七億円を貸付けた。なお、開拓者をして、開拓事業を自主的に推進させるため、農業協同組合法に基く開拓農業

協同組合の設立に對して、その保護助長を行つてゐる。
三、開拓農業における農業生産の実績
1 昭和二十二年における開拓地入植者の農作物作付面積及び收穫量

水陸	陸稻	水稲	豆類	麥類	雜穀	甘藷	馬鈴	蔬菜	果樹	工業作物	綠肥、青刈飼料	その他
作付面積	一、三八七町	二、七三五	八、九〇八	九、四〇七	一一、二九三	六、九一八	六、七四九	五、五九九	八二	四三八	一、一四四	二、八三三
收穫量	一、二二〇	一〇	三三	二八	三九	九、〇三五千貫	八、一一八	一一〇				
反當收量	八七斗	三七	三六	三〇	三五	一一一貫	一一〇					

(註) 昭和二十二年における入植者の作付面積は、増反を含む全開拓地作付面積の約四割を占めてゐる。
2 昭和二十三年における開拓地の主要食糧生産高を推定するに、入植地、増反地を含む統計において、米換算九六万石(約一四万トン)を算する。

入植開拓地	開墾面積(二三年一月末)	主要食糧作物收穫面積(推定)	主要食糧生産高(推定)
増反開拓地	一八四	一〇六千町	四三八千石
計	三三八	一一七	五二一

(註) 生産高の推定には、二十二年の実績による米換算反當收量四斗一升を用いた。
四、開拓地における農業經營の状況
1 開拓地における入植者の一戸當耕地面積は、昭和二十三年十二月末において平均一町歩を算し、大部分は普通畑である。一戸當り家族人員四・二人、農業

勞力二・二人、消費單位人員三・五人を算する。
2 作付面積は、甘藷、馬鈴薯、大豆その他の豆類、粟、蕎麥その他の雜穀、陸稻等の主要食糧を主体とするが、饅頭有效分

少く、鹽酸性を呈する不良土壤が多いため、土地生産力は著しく低く、二十二年における上記作物の反当収量は、米換算にて四斗内外に過ぎない。

3 入植者の有する大家畜は、北海道を含め五戸に一頭程度の割合であり中小家畜もかなり普及しつつある。大農具としては、プラウ、和犁、運搬用具等の普及が目立っている。

4 入植者の農業資本は、現在一戸当り一〇万円内外にすぎないが、そのうち最大のものは、住居をはじめ農用建物であり、家畜、農具、土地改良等の農業資本は、開拓地の経営形態に照らし甚だ僅少な状態である。

5 入植者の収入は、現在の段階では、五〇％程度は、農業外収入と見込まれ、特に現金収入においては、農業外収入が圧倒的に大きい。食糧は平均四割内外を自給しているものと推定される。

食糧確保臨時措置法の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十四日

池田 恒雄

参議院議長松平恒雄殿

食糧確保臨時措置法の運用に関する質問主意書

食糧確保臨時措置法の運用に關し、再度質問書を提出する。

一、昭和二十四年度の生産者別農業

計画は、今年二月末日までに公表しなければならぬとの答弁であつたが、二月末日までに公表した町村は殆ど見当たらないばかりか、三月末になつて公表されてないし、未だ公表してない村が沢山ある。このような事態に對し政府は如何なる措置をとるのか。

またこのように生産者別農業計画が遅れるのはどうした理由か。

二、多くの市町村では昨秋、事前調査であるが故に、戸別の実收調査をやつていないのである。従つて、作業者の他の調査により一應、府縣別なり、市町村別の推定実收高を把握することができるとして、市町村当局は戸別の実收高を把握することは困難である。殊に收穫後六ヶ月以上もすぎた今日では、どんなに賢明な技官でも困難である筈である。

これでは、超過供出の戸別割当の基礎がないのであるから、従つてその割当も事実上困難であると思ふのであるが、各市町村では、どのような方法によつて超過供出の戸別割当をやつていのかを説明されたい。

三、昨年度の地力調査や事前割当については相当デコボコのあつたことを政府も認められてゐる。これは致し方ないといふことにもなるが、その結果生ずる問題は致し方ないではすまされな生産者の基本的権利の問題である。

超過供出価格は三倍、報償は二・五倍といふことであれば、地力調査や事前割当のデコボコのた

め、ある者は超過收穫がなくても割当が低かつたために、超過供出の特典を享受して、全く元手なしで成金になれる。ある者は事実超過供出相当の供出をしても特典を享受できない。またある者は飯米を割いて供出をしても一〇〇％に達しないで官憲の迫害を受けるのみか、既成の資産を奪われるという死命的損害を享受するのである。

政府は、この農家の不当なる利得、不当なる損害をどのように処理するのか説明されたい。

今日百姓は成金になるか、貧乏になるかは、その努力や豊凶の運命ではなくて、どんな割当が来るかである。デンスケトバクと同じで當つたら運、外れたら不運といつてゐる。これでは経営の前進も技術の進歩もなくする。このことは政府もすでに承知のことであるが、いかなる対策をもつてゐるかを説明されたい。

四、政府は民主的に選出された農業調整委員を割当にあつからしめて、その公平化を期待してゐるというが、これはとてもない間違ひである。非科学的、非政治的謬見も甚しい。

なるほど農業調整委員は民主的制度によつて選出されてゐるが、それ故に割当が民主的、科学的になるといふことはない。

それは政府機関たる農林省統計調査局調査成績にも現れてゐるから政府自身よく知つてゐることであるが、農業調整委員の多くは中

流以上の農家であり、地主出身が極めて有力である。公議を兼ねるもの過半数という顔役連中が多い。そしてまた委員は殆ど例外なしに部落利益の代表機關である。その区域内の割当については、何れの委員も自己の割当に利害關係がある。自己の利害に關係ある地区内の割当にあつたかといつた制度は民主的であるか知れないが、公正でもないし、科学的でもない。

仮りにその委員が自己の割当には発言しないとしても、他人の割当に発言すれば、自己の割当に発言したと同じことである。委員の打つた一石は遠廻しにその委員の田に水を引くのである。その地区内の農業について利害關係のある委員が、その地区内の農業について計画をするといふことは法制上よりみても本質的に不当ではな

い。従つて、私は農業計画を民主的に科学的にし、割当を公正ならしめるには、更に別途の方式をもたなければならぬと考えてゐるのであるが、政府は、食糧の飯料を犠牲として國の食糧の安定を図るところの、農業調整委員絶対主義を最善の方式として堅守しようとするのか。

五、政府は飯米農家には割当をしな

いと答弁してゐるが、事実飯米農家にはデヤンデヤン割当され、現在その供出が進行してゐる。地方の役人は強權をもつておどかして食糧を苦しめてゐる。これは直ちに停止され、その供出した飯米は

返還すべきものであると思ふがどうか。

またこのような飯米農家の苦痛や損害はどうしてゐるのか。

六、三月四月の世は花夏の太平洋であるのに百姓だけが供米で泣かされる。こういう法は一体どこできめるのか、また供米不成績の責任は百姓だけが一方的に負わなければならぬのか。

三、四月ごろ供米奮闘といつた時季はすれの不仕末をやつた役人の責任は何ら追究されないのか。

七、農林大臣の指定する難穀、都道府縣知事の指定する難穀について、

(1) 農林大臣の指定してゐる難穀の種類とその指定の方法

(2) 知事の指定してゐる難穀とその指定の方法

(3) 農林大臣の指定と知事の指定の關係

八、第三條第二―三項の規定について、

(1) 昭和二十四年度の奨励措置

(2) 昭和二十四年度の金融措置

九、農業計画の公表方法についてこれは、單に役場の前に一枚の紙をはつただけでよいのか、もつと親切な方法をとるべきものか、政府はいかなる指導をしてゐるか。

多くは意見を徴してないようだが、意見を徴せずして割当をした場合、これをどう措置するのか。十一、生産者の経営についての勘案について、個人の経営について、六項目の事項を勘案することに法律は規定しているが、この六項目の変化と割当の関係はどう変化するか、例えば家族の多少と割当数量とか作物の種類との関係、牛馬の有無と作物の選択、その割当数量の関係、また農家自身のもつている農地利用計画と割当の関係、等。

今年の割当に当つて、これらのことがらを実際どのように勘案されているか、具体的事例（又は仮定のサンプルでもよい）をあげて、戸別農業計画の模範的定石を説明されたい。

十二、茨城県鹿嶋郡鉾田町所在、常東農民組合は左記のごとき文書を發表してゐる。事の真相と政府の対策を發表されたい。

昭和二十四年度農業計画について、縣下各町村は軍政部の指示した三月十八日までに個人割当を完了したとの報告をしている。

然し事實はこれと全く相違している。大多數の町村はいまだに個人割当を行つていないし、公表もしていない。

個人割当を完了したという町村も仮割当もしくは暫定割当と称して、昨年度の割当をそのまま本年度に移行させたり、部落割当をなしたままにしている。

しかもこれらの多くは非公開で行つたもので明らかに食糧確保臨時措置法違反であり、その割当は何らの効力もないものである。縣はこの間の事情を承知していながら虚偽の報告を承認し、何らの処置も講じていない。農民の関知しない状態で、農業計画が作成されるという奇怪な事態が行われているのである。

このことは縣下の農民をきわめて不安にしている。かかる虚構の事実の上に農業計画がすめられるとすれば、その違法は由々しき大罪である。

縣当局は直ちに、この違法と虚構の事実を率直に認め、その罪を謝し急遽処置をとるべきである。右声明する。

一九四九、四、三

内閣参事第六八号

昭和二十四年四月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員池田恒雄君提出食糧確保臨時措置法の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出食糧確保臨時措置法の運用に関する質問に対する答弁書
一、生産者別農業計画が未だ完了していない町村があることは御指摘の通りであつて、政府としても二月中旬以降しばしば、都道府縣知事に対して早急に個人別割当を完了するやう督促して來たし、今後とも督促する積りである、尙生産

者別割当があいまいとならない様二十四年度農業計画は必ず所定の文書によつて、市町村長から生産者に指示する様指導している（昭和二十四年三月十八日付二四食糧第一三一九号「昭和二十四年度主要食糧農産物の農業計画の生産者に対する指示に関する件」通達）

生産者別農業計画が遅れている理由は主として
(1) 二十三年産米の供出が遅れていたため末端機関は先づ供米督促に全力を傾注したこと、
(2) 従来の供出実績から見た末端では個人別割当の公平を期するため資料の再整備及び地方調査の再検討を行う必要に迫られたがこれ等の資料の整備に日時を費したこと、
(3) 震災地、水害地等においては災害を受けた耕地の未復旧、或は異動の整備が遅れたこと、等に基くものが多いが縣でも目下ラジオ、新聞等の弘報機關の活用或は督促班による現地指導等によつて、末端割当の完了を急いでいる。

二、昭和二十三年産米の超過供出は各農家に対して食糧管理法に基く追加割当を行い強制するのではなく我國の現状から、農民の同胞愛的な表情に訴へての自主的供出を強力に勧奨する方法によつたもので各町村では各種弘報手段を最大限に活用して越前の末端浸透を図り経済再建超過供出運動を展開し農民の自主的供出を要請したのである。

三、供出割当の不公平によつて農家の階層分化が甚んだものとなることは御説の通りである、各農家別にみると一体どの農家が眞の供出により不当な利得を受け、どの農家が不当な損害を受けているかは實際上判定が非常に困難であり、それが可能ならば公平な供出割当が出来るのである。

四、國の機關が科学的調査を基礎として直接供出割当を行うことが公平なる割当実現の一つの方法として考えられるがこれは現在の財政事情から云つても直に実現は困難であるから、政府は諸般の情勢からも農業調整委員會の運営改善により均衡ある割当の実施を期している次第である。

五、事實飯米農家に割当をすることがあつた場合には農家配給によつて、出来る限りの調整を行つてゐる。

六、農林大臣は都道府縣知事に供出期限は三月末迄に定めなければならぬことを指示しているから四月

になつて農家が供米に追われるとすれば、それはそれ迄供米を怠つた農家と考えられる。現在供出の確保については法律上都道府縣知事乃至市町村長が責任を負つてゐるのであるから責任上も當局者が供出の督促を行わざるを得ない。

七、農林大臣の指定している雜穀は食糧管理法施行規則第一條第一項の農林大臣の指定する雜穀と同様で農林省告示で定めてゐる。

大豆、小豆、えんどう、いんげん、そらまめ、ささげ、綠豆、そば、えん麦、ライ麦、あわ、ひえ、きび、もちこし、とうもろこし、落花生で現在迄知事の指定する雜穀はない。知事は農林大臣の指定している雜穀以外の雜穀について必要あるときに指定する。

八、昭和二十四年度の奨励措置中決定済のものは麦、馬れいしよの報奨物資のみで、米、甘しよの報奨物資超過供出奨励金については目下検討中である。

麦、馬れいしよリンク物資の種類及数量は左表の通りである。

リンク物資		単位
(一) 纖維製品及作業用品		
(イ) 綿織物	千反	二、五〇〇
(ロ) タオル	千反	二、三三〇
(ハ) 地下足袋	千足	八七六
(ニ) 自転車タイヤチ	千本	一〇〇
(ホ) ユーピー	千本	一〇〇
(ヘ) リヤカータイヤチ	千本	一〇
(二) 嗜好品		
(イ) 國産煙草	千本	二八八、〇〇〇
(ロ) 酒	石	四八、〇〇〇
		一五七、二〇〇
		三三、〇〇〇

数	量	備考
		二十三年産
		(作業手袋)
		五二二
		六五八
		一〇〇
		一〇
		一〇
		一〇

昭和二十四年度主要食糧に對する
割当生産資材の購入所要金額は
左表の通りである。

生産資材	同	金額	備考
肥料	二〇〇億円		
農機具	一一二億		
農薬	二九億		

計 三五・一

右に對し本年も二月十二日よりこ
れが購入資金の調達に關し農業手
形制度を実施し金融の円滑化をは
かっている。

九、農業計画の公表については揭示
板に掲示することを指導してゐる。

十、生産者の意見を徴するため経営
申告のごときものを提出せしめる
か、部落集合を持つて意見を徴す
るよりし意見を徴せずして割当
することがなにより指導してゐる
が意見を徴せずして割当した場合
は市町村長は改めて意見を徴し割
当を行わなければならない。

十一、勘案する六項目は第五條によ
つて市町村長が生産者別の農業計
画を指示する場合に考慮すること
になつてゐるので市町村長は本年
の割当に際しては当然六項目を勘
案の上生産者別の農業計画を指示
してゐるものと思はれる。

具体的事例は調査資料を欠くため
不明であるが農林省において各都
道府県別農業計画を指示すること
に際しては、國の食糧供給と統計
調査による縣別の面積農家人口、
家畜、主要食糧作物並びにその他
の作物の作付状況を考慮して府縣
別の農業計画を指示してゐるので

あるから末端における農業計画の
指示も当然これらの点が考慮せら
れてゐるものと思はれる。か
かる末端における農業計画指示の
実施については今後適當な機会に
調査をすすめる予定である。

十二、國の調査によれば茨城縣の生
産者別農業計画は未だ完了してい
ないので早期に完了し生産者に公
表する様奮勵してゐる。縣として
も三月十八日以後において、多少事
務的にあまいな市町村もあるこ
とを發見したので目下繼續して指
導奮勵中である。本縣が事前割当
の遅れて居るのは昨年の地方調査
の不備を修正するため、徹底的な
地方調査を実施したためである。

各種協同組合に關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月十四日

姫井 伊介

參議院議長松平恒雄殿

各種協同組合に關する質問主意書

一、吉田内閣は、農業協同組合、水
産業協同組合、商工協同組合（中
小企業協同組合）消費生活協同組
合を、國民協同生活の社會的基本
体と認められるか。

二、これ等四種協同組合に對して
は、信用事業の經營、全國連合會
の構成、課税の減免等につき、同
様規定にすることを是認せられる
か。

三、農林中央金庫、商工組合中央金
庫のような金融機關を、消費生活

協同組合のためにも設けることが
必要ではないか。それとも四種協
同組合のために綜合的金融機關を
設けることの意圖があるか。

四、協同組合の全國連合會に、生命
保險及び災害保險事業を經營せし
めることは否か。

五、生産消費の相互取引上、生産主
体の協同組合（農、水、商工）と消
費主体の協同組合（消、商）の有機
的連絡結合についての意見如何。

六、統制下における食糧その他生活
物資の供出、出荷、集荷、保管は
生産主体の協同組合に、これが配
給は消費主体の協同組合に、特定
條件の下に行はれる意圖なきか。

七、課税（主として所得税）の均衡適
正化と適期確收を期するため、各
協同組合員に對する課税について
は、政府の示す目標と標準に従
い、各個協同組合の共同申告制と
なし、これが納税は各個協同組合
の共同責任制とするこの意圖なき
か。

右質問に對し、文書答弁を求めら
る。

内閣參事第七一號

昭和二十四年四月二十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員姫井伊介君提出各種協同
組合に關する質問に對し、別紙答弁
書を送付する。

參議院議員姫井伊介君提出各種協
同組合に關する質問に對する答弁
書

一、中小産業が國民の大多數を占め
る現在、これを構成員とする協同

組合は、國家の社會、經濟上有益に
して必要な組織であつて、これら
組織の自主的な發展を期待し、且
つその育成を助長してゆきたい、
その観点から、既に農業、水産業
及び生活協同組合に關する法律を
制定したが、中小企業等協同組合
法は、今國會に提案し、審議を仰
ぐことになつてゐる。

二、各組合の実情に即應する如く檢
討する所存である。なお中小企業
等協同組合法案においては金融事
業の健全性を確保する観点から信
用事業とその他の經濟事業との兼
營を認めないこととしてゐる。前
記四組合の課税の減免について
は、大体同様としてゐるが、中小
企業協同組合のうち、企業組合に
ついては、自から營利事業を行う
ものであるから他の協同組合と同
様の課税の減免を行うことは適當
でない。

三、金融機關の新設についてはその
業務の公共性に鑑みその健全な運
營の能否等を充分検討の上慎重考
慮することと致したい。

四、中小企業等協同組合法において
は、連合會が損害保險事業を行う
ことが認められてゐるが、その免
許については近く今國會に提出予
定の「保險組合に關する法律」に基
き具體的に検討の上、免許するか
否かを決定したい。

生命保險事業は特に數理の専門
家を必要とする技術的專業であるの
で各種協同組合が、これを行うこ
とは現段階においては賛成し難
い。

五、統制物資を除くその他の物資に
ついては、生産主体の協同組合と
消費主体の協同組合の有機連絡
結合を密にすることは結構であ
る、消費生活協同組合法では他の
協同組合との間で一定の條件の下
に加入しうるよう規定してゐる大
第であるが特にこの点については
組合の自主的活動にまかしたい。

六、農業協同組合は食糧その他農林
物資の供出、出荷、集荷、供出管理
を現在行つてゐる。水産業協同組
合は目下設立手續進行中である
が、大体同様の事業を行うことに
なる。

生活及び生産に必要な物資の配
給については統制の程度及び方式
によつて異なるが、これに應じて
できるだけ協同組合にも行はせたい。
なお、独占禁止法の立前から
協同組合のみに特定の條件で行わ
せることはできない。

七、課税の關係は政府と納税者の關
係であり、且つ、所得税はあらゆる
所得を總合して課税することとな
つてゐるので、全部の所得を知
悉してゐない第三者が、この間に
介入して共同申告をすることは適
當でない。

施政の理想目標に關する質問主意
書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月十五日

姫井 伊介

參議院議長松平恒雄殿

施政の理想目標に関する質問主意書

左の各号につき、吉田内閣が施政上の究極最高目標とする理想的構案の概要を問う。

- 一、一般社会組織
- 二、農村形體
- 三、國有國營とすべき主なる企業並びに社会的施設の種目
- 四、國有公營とすべき主なる企業並びに社会的施設の種目
- 五、國有民營とすべき主なる企業並びに社会的施設の種目

右質問に対し文書答弁を求むる。

内閣参事第七〇号
昭和二十四年四月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員堀井伊介君提出施政の理想目標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、現在の社会組織に特別の改革を加える意図はない。

二、農村社会を民主化し、農家経済の安定向上を図るとともに、農村文化の普及向上を目標として、施策を進めたい。

三、四、及び五、政府が企業の経営に直接参加することは一般的には必ずしも理想ではない。ただ現代は、或る程度政府が、経済上の施設を所有したり経営したりしなければならぬ部分がある。現実の問題については、その時々情勢によつて変化があるのは当然であるが、我が國については、現状を

根本的に改革することは只今の処考えていない。社会的施設については、多少事情を異にする所があるが、目下の所これについても特別の改革を考えてはいない。

開拓者に対する現物融資に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十五日

池田 恒雄

参議院議長松平恒雄殿
開拓者に対する現物融資に関する質問主意書

- 一、この現物融資なる制度はいつから施設されたのか。
- 二、現物融資の実績について説明されたい。

内閣参事第八〇号

昭和二十四年四月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員池田恒雄君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出開拓者に対する現物融資に関する質問に対する答弁書

一、開拓者融資金による現物融資の開始時期は、二十三年八月からである。
二、二十三年三月末日までの実績は次の通りである。
1 農具
イ 手 農具 一、六九二

手農具の内訳 開製鋸、万

能、根切斧、木刻斧、鉋、鋤ホーレーキ、フオーク、

シヤベル、土入器、押切

噴霧機 六、一二二台

人力脱穀機 五、四二二台

ニ 農用車 五、二三八台

ホ 唐 箕 七〇〇台

ヘ 大工道具 七〇〇組

ト 蓄力農具 二、七九六組

内訳 ブラウ、ハロー、カ

ルチベーター、畦位機、培

土プラウ鞍 二、九〇九組

チ 牛馬車、鞍 一、一四〇合

リ 織 一、一三三組

メ 調製加工農具 一、一三三組

内訳 製粉機、製麵機、精

米表機、辛切機、ハンマー

ミル、搾油機

家畜(大家畜) 七、九〇〇頭

炭酸カルシ 六〇、二〇〇屯

ウム肥料

開拓協会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十五日

池田 恒雄

参議院議長松平恒雄殿
開拓協会に関する質問主意書

- 一、開拓協会の沿革、組織、人事、事業、経費について説明されたい。
- 二、開拓協会の事業と政府事業との関係を説明されたい。
- 三、開拓協会の経費と政府予算との関係を説明されたい。

協会の昭和二十三年度の経費は次の通りである。			
収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
國庫補助	一、二〇〇,〇〇〇円	人事費	一、二〇〇,〇〇〇円
事業収入	一、三〇〇,〇〇〇	業務費	一、三〇〇,〇〇〇
事業費	一、一〇〇,〇〇〇	人件費	一、一〇〇,〇〇〇
会費その他	一、二〇〇,〇〇〇	材料費	一、二〇〇,〇〇〇
計	二、五〇〇,〇〇〇	計	二、五〇〇,〇〇〇
		予算額	予算額
		一、二〇〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇
		一、三〇〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇
		一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
		一、二〇〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇
		計	計
		二、五〇〇,〇〇〇	二、五〇〇,〇〇〇
		決算未確定	決算未確定
		一、二〇〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇
		一、三〇〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇
		一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
		一、二〇〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇
		計	計
		二、五〇〇,〇〇〇	二、五〇〇,〇〇〇

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員池田恒雄君提出開拓協会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出開拓協会に関する質問に対する答弁書

一、開拓協会の沿革、組織、人事、事業経費について、

開拓協会は、昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓事業実施要綱」中「本事業に關係を有する中央及び地方の各種團體等の協力を図るため協力團體を結成するものとす」との趣旨に基づき、開拓関係團體の協力を結集して緊急開拓政策を急進且つ強力に推進し、食糧自給体制の確立及び新農村建設に寄與する目的を以て、昭和二十一年三月設立されたものである。

その組織は、当初は、財団法人であつたが、昭和二十二年四月農地開發管開拓増進本部を併合してその事業を継承し、昭和二十三年一月地方開拓協会及び開拓者團體を主たる構成員とする全國的社團法人組織に改組された。

- 役員は、會員の選挙によるが、現在のところその氏名は次の通りである。
- 会 長 和田博雄(参議院議員)
- 常務理事 國枝益二
- 同 吉崎千秋(社團法人開拓目與會長)
- 理 事 十四名(主として地方開拓協会及び開拓者團體より選出)
- 監 事 三名
- 又現在行つてゐる事業は左記の通りである。
- 1 會員相互の連絡協調
 - 2 開拓者の自主的組織の育成
 - 3 開拓に関する調査研究
 - 4 開拓に関する宣傳啓蒙
 - 5 開拓用地開放の促進
 - 6 入植者の斡旋及び編成に関する協力並びに奨励
 - 7 開拓地の建設、農業経営及び農村工業の育成
 - 8 開拓地における生活、文化及び厚生施設の指導助成
 - 9 開拓地に必要なる人材及び技術者の養成
 - 10 雜誌及び文獻の刊行
 - 11 其他本会の目的を達成するために必要なる事業

二、開拓協会の事業と政府事業との関係

開拓事業は、総合的事業であるために、その性質内容は極めて複雑多岐であつて、所期の目的を達成するには、政府の開拓関係の直轄事業、補助事業の対象となつてゐる各種事業の外、開拓についてはおもむろに多種多様な分野の事業があるのであつて、開拓用農機具の普及指導、開拓地の農産調査、開拓地の指導、開拓関係指導等を主たる目的とする雑誌の発行の様に、協会独自のもの、開拓地の農産調査や経済生活の実態調査等政府の施策に協力して行つた補助事業もあるものであるが結局においては廣い意味で政府の行つた開拓事業に協力して開拓政策の推進に寄與しようとするものである。

三、開拓協会の経費と政府予算との関係

開拓協会の会費、寄附金を以て経費支出に充ててゐるが、政府の認めた事業については補助金、委託金を交付することとしてゐる。

社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十八日

藤森 眞治

参議院議長松平恒雄殿

社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問主意書
社会保険診療報酬支拂遅延に關する質問主意書
社会保険診療報酬支拂基金法が制定されて社会保険診療報酬が迅速適正に支拂われなければならないのであるが、近來事實はこれに反し診療報酬の支拂が甚だしく遅延し、そのため診療担当者は諸般の経済状態と相関連して著しくその経営をおびやかされ且つ最近入院患者に対する病院給食等が行われる関係上一層困難に陥つてゐる状態である。かくては社会保険の將來について甚だ憂慮されるのみならず、再び社会保険の不振と不評が予想される。

これに對し次の諸点の所見を伺いたい。

一、診療報酬遅延の原因
二、各種社会保険の支拂遅延状況
三、診療報酬の迅速支拂対策
四、遅延支拂の完済時日予定
五、診療報酬支拂遅延に基く診療担当者に対する金融方法

内閣参事第七四号
昭和二十四年四月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員藤森眞治君提出社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤森眞治君提出社会保険診療報酬支拂遅延に関する質問に對する答弁書
一、診療報酬支拂遅延の原因
健康保険その他の社会保険制度におきましては、昨年八月に保険医制度の改善を図るために法律改正が図られ、又從來から改善を要望されておりました診療報酬支拂の遅延の傾向と保険者の支拂の一

元化等を改善いたしまするために、社会保険診療報酬支拂基金法が制定された次第であります。が昨年八月以來社会保険における診療報酬の一点單價を、おおむね慣行料金程度まで引き上げを図る等保険診療の円滑化を図りましたために、八月以降におきましては、毎月診療の件数及び一件当り金額等の異常な上昇を見る一方漸く経済界の不況の深刻化に伴ひ保険料の滞納の傾向を來しまして、保険経済の收支の均衡が破れ、保険経済の逼迫を招いた次第であります。

ここにきて、各保険者といひましては、保険経済の逼迫等によりまして、基金に對して支拂ひ診療報酬支拂資金の支拂遅延を招きまして、基金が、診療担当者に對して支拂遅延の事態を來している次第であります。

他面におきまして、基金制度による各保険者からの診療報酬支拂委託金は、おおむね一月分を限度といひましておりました関係上、基金の支拂資金に不足を來しまして、支拂遅延の事態を助長した次第であります。

次に國民健康保険の診療報酬支拂の遅延は、各保険者ごとに事情が異なるのでありますが、一般的にいへば、保険者が必要とする保険料を徴収することができないために支拂ができない場合と、審査その他支拂事務の遅延によるものが多いのであります。なお、昭和二十二年の診療報酬についても若干の未拂がありますが、これは、多く保険者の中に、財政上の赤字のために、遂に事業の休止を致しましたために、その際の未拂が整理されてないものであります。

二、各種社会保険における診療報酬支拂遅延の状況

1 政府管掌健康保険及び船員保険の支拂状況

政府管掌健康保険及び船員保険におきましては、昨年八月分以降十一月分までは、おおむね基金に對する診療報酬支拂資金の支拂が順調でありましたために、基金においても順調な支拂がなされておりました。

が、十二月分以降におきましては、前に説明致しましたように、診療件数及び一件当り診療金額の予期以上の増加のために支拂予算額に不足を來しまして、基金に對する支拂が遅延がもたらされて、十二月分が二月中旬、一月分が三月中旬に漸く支拂を完了致した次第でありまして、基金における支拂も、おおむね一箇月程度遅延致しました実情であります。

二月分におきましては、予算の関係上本月二十五日に漸く基金に對する支拂を致しましたので、基金におきましては直ちに二分分の支拂を完了する予定となつております。

健康保険組合及び共済組合の支拂状況
健康保険組合及び共済組合におきましては、政府管掌健康保

險と同様に、昨年十一月分までは、おおむね十二月末日までに支拂を完了致した次第でありましたが、十二月分以降におきましては、保険経済の逼迫等によりまして、支拂遅延の傾向を招きまして、十二月分の支拂は二月下旬に至りまして支拂を完了し、一月分の支拂は四月上旬に支拂を終り、二分分の支拂は五月上旬におおむね完了の予定となつております。

3 國民健康保険の支拂状況

國民健康保険における診療報酬の未拂額は、全部の保険者を通じまして約二億六千万円程度であると推算しております。この中昭和二十二年において支拂すべき額は、その七〇%の約千八百万円と推算しており、残りの九十三%の約二億四千四百万のうち多くは、保険者の毎月の支拂上のズレによるものと考えます。

因みに國民健康保険の全部の保険者の診療報酬支拂額は、毎月平均約三億円でありますから、この支拂未済額は、その約七十八%に相当しているわけであります。

三、診療報酬の迅速な支拂についての対策

1 基金制度によつて支拂をする保険者の対策

(イ) 委託金の増額
基金における診療報酬の支拂遅延は、前に説明致しましたように、基金が、各保険者

から受ける委託金の不足にその主たる理由がありますので、おのおの支拂資金に不足を来さないように、現在の委託金の一箇月分を一箇月半分に増額致しますために、今期國會に基金法の一部改正に關する法律案を提案致しまして、診療報酬支拂資金の潤沢化を図つてゐる次第であります。

(ウ) 保険経済の安定確保

第二と致しましては、診療報酬支拂の遅延は、各保険者の保険経済の逼迫によりまして、基金に對する支拂の遅延に基いてゐるという事実に鑑みまして、政府管掌健康保険におきましては保険料率の引き上げと、他面におきましては保険給付の面では、被保険者の一部負担金制度の復活を図りまして、保険経済の收支の均衡を図ることと致してゐる次第であります。

又健康保険組合に對しましては、健康保険の確保を図り、予算編成その他におきまして適切な監督を圖つてゐるのであります。これら健康保険の確保に基きまして、基金に對する診療報酬支拂資金の円滑なる支拂を勵行するよう致してゐる次第であります。

なお、基金における事務的改善の面におきましても、充

分なる改善を圖りまして、基金本来の目的の完遂を期したいと考へる次第であります。

2 國民健康保険における対策
診療報酬を確実に支拂わしめるためには、必要な財源を適期に確保せしめることが必要でありますから、必要で十分な保険料を賦課するよう特に指導しておりますが、各保険者が本年度予算に計上致しております保険料は、一般に前年度当初予算の三倍から五倍になつており、従つて相當の事業内容の向上を見込んでもおのおの適當な額であらうと考えております。

保険料等の徴収についても、滞納処分その他の方法を講じて、これを強化するよう特に指導致しております。

四、支拂遅延の完済日時予定

1 基金における完済日時予定
以上説明いたしました対策に基きまして、基金におきましては、診療報酬支拂遅延の完済は、二月分を本月下旬までに、三月分を五月中旬頃に、四月分を六月初旬頃に完了することと予定いたしました。五月分以降におきましては、おのおの順調なる支拂をなし得るよう努力したいと存じておる次第であります。

2 國民健康保険における完済日時予定
國民健康保険におきましては、保険者によつてそれぞれ事情が異なりますので、診療報酬の完済時期を一概に予定するこ

とは困難であります。七月までは、おのおの必要な支拂をなさしめるよう強力な指導を期してゐる次第であります。

五、診療報酬支拂遅延に基く診療担当者に對する金融方法
以上によりまして、基金によつて取扱います診療報酬の支拂遅延の傾向は、本年六月以降におきまして自然的に解消することと予定されまゝです。政府といたしましては、診療担当者に對する金融の方途は、目下のところ考慮してゐない次第であります。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。市來乙彦君及び町村敬貴君より内閣委員を、鈴木直人君及び岡田久治君より他方行政委員を、小串清一君より人事委員を、鎌田道郎君より經濟安定委員を、新谷寅三郎君より通信委員を、森田豊壽君及び田口政五郎君より労働委員を、それ、辭任いたしたい旨の申出がございました。いずれも許可することと御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として、内閣委員に新谷寅三郎君及び鈴木直人君を、地方行政委員に鎌田道郎君及び森田豊壽君を、人事委員に田口政五郎君を、經濟安定委員に町村敬貴君を、通信委員に市來乙彦君を、労働委員に岡田久治君及び小串清一君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、國務

大臣の演説に關する件(第二日)、昨日に引続き労働大臣の説明に對する質疑を續行いたします。先ず昨日の中野重治君の質疑に對する労働大臣の答弁を求めます。鈴木労働大臣。

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木正文君) 昨日の中野議員の御質問に對してお答え申し上げます。

第一は労働組合法、労働法の改正案などと、その他の労働省が目下提案しておる諸法案との關係はどうであるかという御質問に併せて、緊急失業対策法の内容に對する御意見であつたと思ひますが、申上げるまでもなく、前二法、即ち労働組合法及び労働法の改正案は、繰返して申し上げます通り、日本の労働組合の民主化、自由建設的な性格を強化するといふところにその重点が置かれておるのであります。その外の労働省から目下提案しておりますところの諸法案は、いずれもそれ々の角度において、例えば失業保険法の一部を改正する法律案におきましては、労働者及び労働者諸君だけではありませんが、一般失業者をも加へまして、失業状態にある人たちの立場を擁護するといふ角度から、又昨日御指摘にありました緊急失業対策法におきましては、同じく失業状態にある人たちに對して段階的な失業救済事業を展開して對処して行くといふ方針をとつておるのであります。根本におきまして労働者、働く人たちの立場を擁護するといふ面におきましては共通的な性格を持つております。決して両者相反し矛盾するといふふうな關係には立つておらないと思ひのであります。

す。尚、緊急失業対策の内容は、どぶ浚ひとか或は都市の清掃事業等に過ぎないのではないかと御意見もありましたけれども、それらもありませんし、更にそれに知識階級の調査事業或は補導事業といふふうなものも併せましたところの諸事業は、すでに、今年度以後の緊急失業対策法による事業としてでなく、昨年度まで労働省所管の公共事業の一部として、すべて実行しておつたものであります。新らしく緊急失業対策法ができましますれば、これらの事業をも繼續いたしますけれども、更に情勢に應じて幾多の都市中心の事業を展開して行くといふ性質のものであります。單にどぶ浚ひ或いはそれに類するよりな仕事のみを以て終始しようとするものではないのであります。

それから労働組合法、労働法の中でも、法文を簡素化したといふけれども、重要な部分を而も労働者の諸君にとつて不利な形において削除しておるのではないかと御意見であり、二三の実例をお挙げになつたと思ひますが、その中の第一の労働法四十條を削除したのは云々という御質問は、これは実は削除しておらないのであります。この中の主要な部分は、不当労働行為を行つたことによつて使用者側がこれに差別待遇をしてはいけないという部分は、別に改正労働組合法の方に、そのまゝ、それが盛られておるのであります。消滅してはおりません。それから発言に對して云々という部分は、そのまま労働法の中に残つておるのであります。労働法四十條は實質的に削除されてはおりないので

ありまして、法律の挿入箇所を変えたのみであります。それから二十五條、これを削除したというところは怪しからんとお話しでありましたけれども、これには賛否両論があつたのでありまして、むしろ公聴会におきましては、中に挿入されておるところの平和條項という性質を持つたこの條項に對しまして、労働組合側から猛烈な反對があつたのでありまして、むしろ使用者側から、これを保存すべきである、若しくはもつと明確にして保存すべきであるという意見が強かつた條なのであります。この点につきまして、この平和條項の性質を持つた一面をも含めて削除いたしましたことは、これらの平和條項という問題は將來別の角度で更に再吟味されることがあるかも知れませんが、少くとも今日までのこの程度の平和條項の條文においては、運用上何らの実効なく、むしろこれは労働教育の面から措置して行くのが適當である、こういう考え方の方に、使用者の方面のその削除に對する反對はあつたのであります。むしろ労働組合側の強い要望の線に沿つてこれを削除したというのが私共の考え方であり、推移であつたのであります。この点について中野さんあたりから労働者の不利の形において削除したのではないかと御指摘は不思議に思ふのであります。(拍手)

更に組合の許可制を云々というお話がありました。現行法の方では、その性格が強いのであります。昨日提案の際にも御説明申し上げました通り、今度の改正法におきましては、これらの方針もすべて改めまして、一切自由設立の主義を徹底しておるのであります。この点につきましては法文を全体に亘つて読んで頂けば御了解が得られると思ひます。

労働委員会を労働大臣の所轄にしたという点が指摘されましたけれども、これは形式的に國家行政組織法との關係で、敢えて労働委員会のみならず、各省のこゝろいつた性格のものはその外局となるというふうな關係から、單に國家行政組織法との關係から、そうしたのに過ぎないのであります。國家行政組織法がいけないのだ」と呼ぶ者あり。労働委員会の運営自体につきましては、依然として法の基くところから、労働委員会は獨立の見解の下に、獨立の権限を持つて行動するのであります。何らその獨立性を侵害してはならないと思ふのであります。以上大体お答え申し上げます。

〔中野重治君發言の許可を求む〕
○議長(松平恒雄君) 再質問ですか。
○中野重治君 そうです。
○議長(松平恒雄君) 時間は一、二分ほかにあつておりませんから、その範圍ならよろしくございます。
○中野重治君 ここで質問をします。
〔登壇〕そこで十分じやないか「そこじや聞えない、上に上つてやれ」とどちかはつきりせいで呼ぶ者あり。
〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君 今の労働大臣の答えが一晩考えた夢句であることは私は極めて不満足です。「余計なことは言わなくてもいい」「時間がな」と呼ぶ者あり。時間がありませんから今の労働委員会の問題について再び質問します。こういう答弁を一晩考えた夢句する、

そういう労働大臣が労働委員会を行政的な機關に引入れようとするのは、今ここで述べられましたが、そのことこそ日本の労働組合運動に對する、労働委員会を官僚制の盾としてのファッショ化、腐敗化の復活の方式ではないかという質問に對する今の答えはどういうことになるかということをお尋ねします。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕
○國務大臣(鈴木正文君) 御質問の趣旨が明確に分りかねる点がありますけれども、「そうだ」と呼ぶ者あり。先程も申しましたように、労働委員会が労働大臣の管轄云々と言いますのは、單に形式的な國家行政組織法との關係に過ぎないことは、さつき申しした通りであります。又獨立の立場においてその機能が発揮するといふ点は、單にこの法令を冷靜に全面的に読んで頂ければ十分に分つて頂けると思ふのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、拍手。
○議長(松平恒雄君) 早川君。

〔早川慎一君登壇、拍手〕
○早川慎一君 私は緑風会の一員といひまして、政治的には嚴正中立の立場から、又終戦以來、今日まで勞資の問題につきましても直接接しに當りました。實感に基きまして、この際政府に對しまして質問申し上げ、明らかにして置きたいと思ふのであります。
先ず第一に、この法案が國會に提出せられるまでの経過についてであります。昨日の提案の御説明によりまして、昨年の十二月にマッカーサー司令部の示唆を受けられました。労働省は本法案の改正に着手せられた。二月の十四日に第一次試案が発表になりました。

た。第一次試案は八章六十七條條でありましたが、極めて廣汎なものでありまして、今回提案になりましたのは三章三十三條、單に形の上からだけ申すわけではありませんが、我々の受ける印象は非常に後退されたという印象を受けるのであります。「それが中立か」と呼ぶ者あり。尚、試案の発表の際に、改正の主要な題目として四つの項目を挙げておられるのであります。その第一は、組合の民主化、自主性、或いは責任性の確立、第二は、団体交渉の慣行と手続の確立、第三は労働委員会の強化、第四は争議行為と公共の福祉との調和というふうな、四つの主要な題目を挙げられておられるのであります。今回の改正案によりまして、このうちの主要な部分がすべて省かれておるのであります。只今大臣は、基本方針には変りはない、即ちその基本方針は労働組合の自主的、民主的責任性の確立という方面に重点があるものである、こういう御説明であります。併しながら、これは從來もいろ／＼労働省或いはその他の方面から教育の部面に随分盡しておられるのであります。すでに通牒等も行われ、又その一部についてはすでに実行を命ぜられておるのであります。むしろ今日の事態から申しますならば、今日労働紛争が起きました場合に、一体どういふことが行われておるかといふことを果して認識せられておるかどうか。私共の感想によりまして、いふ／＼現在の法規が不備欠陥がありますために、頗るこれを一部の過激なる労働組合の指導者に濫用されておる点が多々あるのであります。

〔その通りだと呼ぶ者あり〕若しその実例を挙げると言われるならば非常に沢山あるのであります。ここに政府の発表せられた事件だけでも、最高裁判所の刑事部で発表になつております労働關係の事件の判決集によりまして、有罪と決定されておるものだけでも、暴力行為三十二件、傷害十三件、業務妨害十一件、不法監禁八件、住居侵入七件、建造物侵入五件、公務執行妨害四件、強要二件、業務上横領二件、暴行二件、名誉毀損、殺人、脅迫各一件、かように多くの事例が今日實際に行われておるのであります。使用者側のやつはどうした」と呼ぶ者あり。然るに昨日もこの議場で、現在の第一條の第二項であります。いふゆる刑法の三十五條の規定が労働組合の正当なる行為については適用される、即ちこれを言い換えますといふと、労働組合の行為はどういふことをやつてもよろしいのだといふように專ら言い馳されておるのであります。又それが實際の事情なのであります。かようなことに對して「どこの國でだ」と呼ぶ者あり。昨日一議員から、この條文は撤回すべきものである。成程この條文は宣言的な法文でありますので、必ずしも必要のないことではあります。かくのごとく今日はこの條文すら濫用されておるのであります。かような実感を基にいたしまして、現実を直視するならば、今回の改正法案が提出されることは極めて當然と言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)〔賛成演説か〕それが質問か」と呼ぶ者あり。そこで、か

ように現実を直視し……労働組合の問題はイデオロギーの問題ではありませんが、(賛成者あり)現在の事態を如何に解決するかということが根本にあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) そのような観点からいいますれば、今回の労働省がとられた手続については、私は遺憾ながら賛成いたしかねるのであります。なぜかと申しますというと、大体労働立法に対して、内閣が基本方針を決めず、いきなり労働省に事務的な立案を命ぜられたというよりは如何なる理由によるのでありましょうか。(總理大臣を呼ぶ)と(呼ぶ者あり)そのために先の試案と今回の提出案との間に非常な後退或いは違つたところがありましたことは、労働双方に非常な心理的な影響を及ぼすのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)即ち今後の労働紛争に對しては、かような影響を與えたことにつきまして、果して政府は今後の労働紛争が円満に解決できる御自信があるのかどうかということを、先ず第一にお伺いいたしたいと思ひます。(その通りではないよ)と(呼ぶ者あり)

ばならぬということが示されておるのではありません。そのために、自由の社会に與えられておるところの特權と、自由の一部の一次的な放棄も亦止むを得ないということが示されておるのであります。このように九原則の指令は、今後の労働関係につきまして、生産増進という線に沿つて協力体制へ強力に推進せられなければならないということを示しておるのであります。その結果をいたしまして、労働関係はここに新たな轉機をいたさなければならぬことは何人も認めざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)そこで、經濟九原則の実施によりまして、労働法規も亦この線に沿つて改正せられなければならないと思ひます。特に私共が強調いたしたいのは、この原則が実施せられない過去において、或いは労働協約により、或いは経営協議会、或いはストの脅威によつて、不当に奪われておる企業権の拘束を解放するというのが先ず必要なりと思ひます。申すまでもなく九原則は、企業を経営に對しましては誠に厳格なる制約條件であります。この原則の下におきましては、何人も企業經營に當りまして、好むと好まざるにと拘わらず、企業を整備、合理化を行かなければならぬことが要求せられておるのであります。この点に關しまして、私共が考えますのは、労働関係において成るべく爭議に訴えないようにおの／＼が平和的な安定條件に立つようにより、爭議が激発しないようにより、予め労働双方の間において平和義務を守るということが最も必要なのではないかと思ひます。

す。(平和だけでは生産が奪れない)と呼ぶ者あり)從來、労働協約の中にかゝる平和義務を設けるといふことは、即ち爭議權の剝奪であり、或いは抑制であるといふことを言われておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)併しながら、これは決してそういうものではありません。(笑聲)往々にして直接交渉をいたさずとときに、双方が或るときには面子に囚われて、その勢いのために爭議に突入することも間々あるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)かような意味におきまして、(拍手)第三者の調停を予め予期して置いたり、或いはその他いろいろの方法を設けて、勢いによつてスに突入するといふようなことにならぬように労働協約の中に設けて置く必要があると思ひます。(拍手)これは決して爭議權の剝奪でもなければ制限でもないと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり、笑聲、「その平和義務を削つたんだよ」労働組合法を作つた者は黙つておれ」と(呼ぶ者あり)

第三には、これはたび／＼ここに問題になつております公共の福祉をストの脅威から救ふといふことであります。この点に關しましては、少くも今日經濟再建に不可欠な基幹産業は、公益事業にこれを含まれて、この部門の産業平和を絶対に確保するといふことが、そういう措置を探ることが急速に講ぜられなければならないと思ひます。然らざれば折角の經濟再建計画も遂には根柢から覆えされることになると思ひますが、これを要するに、經濟九原則が実行せられるその面から見まして、今回の改正案がこれで十分だといふ政府のお考えでありますか。その御所信の程をお尋ねしたいのであります。

質問の第三点は、現行の法規が頗る抽象的で概括的である、そのために悪辣な過激なアジテーターのために非常に利用されておるといふことを申し上げたいのであります。(何がアジテーターだ)と呼ぶ者あり)法規の中にも誠に解釈に苦しむことが沢山あるのであります。で、このために政府はしばしば通牒或いは解釈規定を出しなつておるのであります。つい最近、檢務長官の通牒によりまして、現行法の第一條第二項の正当なるものについての解釈規定があるものであります。然るにこの通牒と今回の暴力の行使という通牒との關係におきまして、私共は現在の規定は未だ十分でないのみならず、暴力の行使は正当なものでないといふ御解釈が正しいとするならば、或いは又暴力以外のものは何でも正当であるといふふうに解釈されるのであります。この点は、政府はどういうお考えでありますか。或いは又かねて労働省は次官名を以ちまして、労働協約並びに労働組合に對して指導要領を出しになつておりますが、その中には随分法規としてお探り上げになるべきものが多いように思ひます。これらの通牒と今回の改正法規とは如何なる關連を持つておりますか。又何故通牒で明らかにされておることを、法規の上に、はつきり規定されないのであるか。これが私の質問の第三点であります。

同この際、特に條文について問題を明らかにして置きたい点が二三ございします。これを追加して御答弁を願ひたいと思ひます。それは先程申しました第一條第二項の正当性の限界がどういふものであるか。但書で暴力の行使のみを明記してありまして、その他の行為が正当であるかのごとき解釈が探られるのであります。この点に關する政府のお考えを置して置きたいと思ひます。尚その他各條につきまして、正当という文字が方々に散見するのであります。特に第八條の損害賠償の免責について、正当なるものといふことがありますが、これは一體過去においていろいろ問題になつておりました生産管理を含んでおるのかどうかといふことも、この際明らかにして置きたいと思ひます。それから團體交渉の拒否に關する規定であります。それは第七條の第二号に、ここにも正当な理由のある場合には團體交渉を拒否し得ることがあります。併しこの正当な理由といふのは如何なる意味を含んでおりますか。試案には可なり詳細にこれが規定してあるのであります。この点を明らかにする必要がありますか。昨日の問題になつておりましたが、従者の給與の問題であります。このことは試案には明らかに従者の給與の問題が語つてありますが、今回の改正案によりまして、使用者の經理上の援助を受けるものといふようなことになつておるのであります。かように不明な点が多々ありますことは、今後の労働紛争の上において、決して好い結果を來さないだらうといふことを甚だ恐れるものであります。これを以て私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣(鈴木正文君) 答へ申上げます。〕

【議長退席、副議長登席】かかる協同体制が精神的にも組織的にも確立されることが望ましいと思ふのであります。労働大臣は、かかる状態の美現に對して、具體的に如何なる考へ方を持つておるか、又その実現を促進する用意があるかどうかを先ず承わりたいのであります。

次にこれに關連した問題でありますが、労働組合法案においては、労働協約その他に關する労働協約について、形式的にその有効條件を規定してあるだけで、これによつて労働者が経営に參加し得る途が開かれておるとは言へないのであります。労働大臣は、公企業、労働者の経営參加を奨励し、私企業の場合には少くとも労働組合の意見を経営に反映せしめるための法的措置について、如何に考へておるかを承わりたいのであります。（拍手）

次に労働組合法案第二條但書第二号、同じく第七條第三号において、使用者の組合費贊助禁止の例外として、労働者の厚生福利について援助をなし得る規定があるのであります。私はこれには使用者によつてなし得る可能性に止めずして、最少限度の安全施設、厚生施設、福利施設などは、使用者の義務として規定すべきであると思ふのであります。これに對する労働大臣の所見を承わりたいのであります。

次に、労働組合法案は第一條に具體的に目的を掲げておるのであります。が、その中で、「この法律は、労働者

